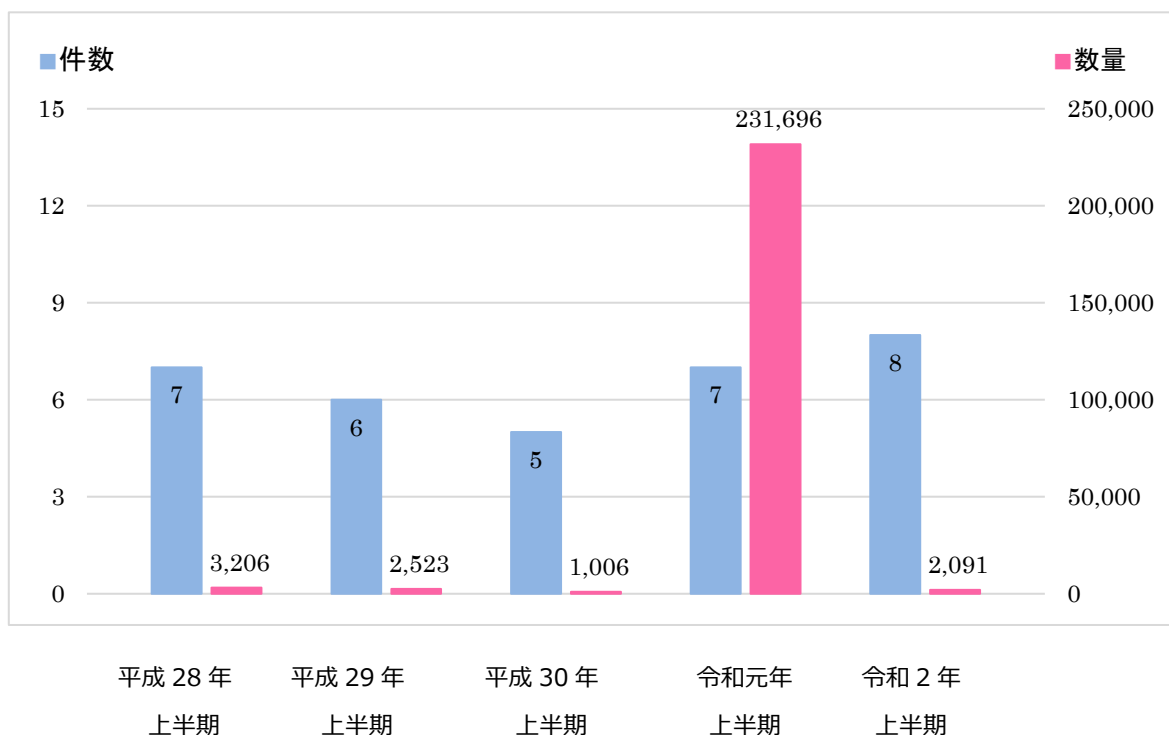


～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～  
【令和2年上半期】

神戸税関は、令和2年上半期（1月～6月）の偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成28年～令和2年（上半期））

令和2年上半期に、神戸税関で差し止めた知的財産侵害物品は、8件（前年同期は7件）、2,091点（前年同期は231,696点）でした。



（注1）「差止件数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告の数です。

「差止点数」は、神戸税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。

（注2）令和元年上半期は、平成31年1月から令和元年6月を示します。

（参考）令和元年上半期は、CD、DVD類の差止めが231,678点ありました。

## 2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

## 3. 令和 2 年上半期における差止めの状況

### (1) 仕出国（地域）別

仕出国別では、中国仕出しの貨物から 7 件、アメリカ合衆国仕出しの貨物からの発見が 1 件ありました。

### (2) 権利別

権利別では、商標権を侵害するものが 7 件、著作権を侵害するものが 1 件でした。

### (3) 品目別

主な品目別の件数では、コンピューター製品（ゲーム機用コントローラー、メモリーカード）が 2 件のほか、衣類、携帯電話付属品（スマートフォンケース）、ベルト類、電気製品（アダプター）がそれぞれ 1 件でした。

また、主な品目別の点数では、衣類が 551 点、携帯電話付属品が 443 点、コンピューター製品が 418 点、ベルト類が 210 点、電気製品が 153 点でした。

【お問い合わせ先】

神戸税関 総務部税関広報広聴室  
078-333-3028

【参考】神戸税関における差止品目例

ゲーム機用コントローラー（商標権）



※標章を付する位置が特定されている「位置商標」の侵害物品

アダプター（商標権）



## 税関知的財産啓発ポスター

「ニセモノだけど買っちゃった それ、ホントに大丈夫？」

本物そっくりだし…  
ネットでも簡単に買えたし…  
だって安いし…  
バシないでしょ…

# ニセモノだけど 買っちゃった

誰にも迷惑かけてないし…  
なんか面白いし…

## それ、ホントに大丈夫？

近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えています。

知的財産を侵害する物品であると認定された場合、  
**税関により没収され、日本への持ち込みができません**

また、以下のような重い罪に問われる場合があります。  
「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方」

税関は、知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

<http://www.customs.go.jp>  
知的財産侵害物品 検索

特設サイトはこちら

買う人は、失う人。No! 模倣品 海賊版

FAKE ZERO PROJECT  
China Customs Japan Customs Korea Customs

税関  
Japan Customs